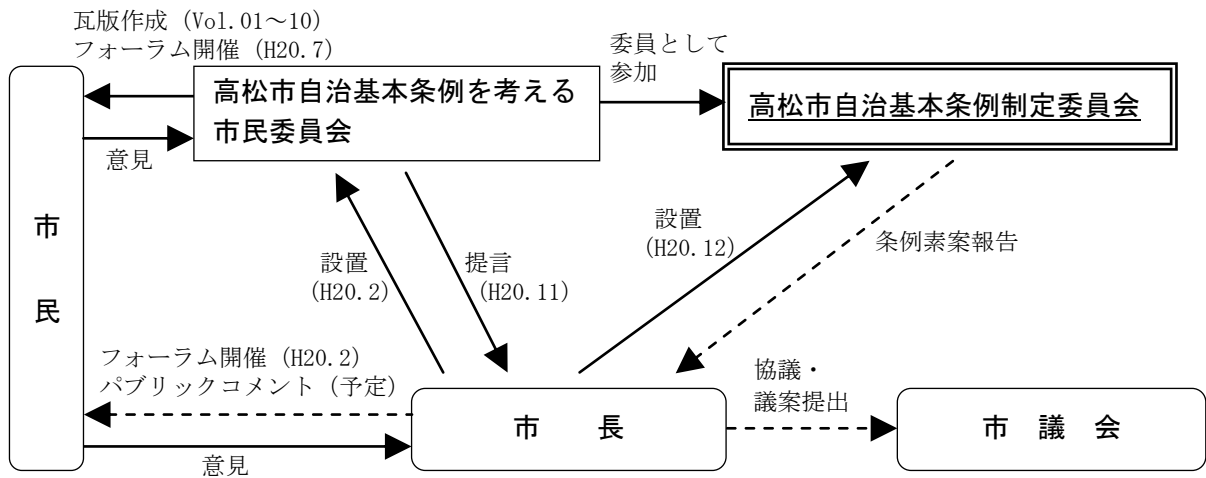


高松市自治基本条例制定委員会について

1 高松市自治基本条例制定委員会の役割

高松市自治基本条例（仮称）の制定に当たり、高松市自治基本条例を考える市民委員会からの提言を基に、条例素案を具体的に検討する。

2 位置付け



※ 高松市自治基本条例を考える市民委員会は、条例制定段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討する委員会

3 制定委員会のスケジュール等

- (1) 期間：平成20年12月25日（第1回会議）から、おおむね半年間。
- (2) 回数：10回程度
- (3) 次回以降の会議開催（予定）

第2回会議 平成21年1月23日（金）午後6時～

第3回会議
第4回会議
第5回会議

} 2月，3月に予定